

### 洪水ハザードマップを更新しています

「上越市洪水ハザードマップ（洪水災害予想地図）」は、国や県が作成する洪水浸水想定区域図を基に、市内の河川が氾濫した時にどの場所がどのくらい浸水するか、どこへ避難したらよいかなどを地図上に表したものです。洪水時の被害を最小限にするためには、市民の皆さん一人一人が、日頃から洪水時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが重要です。



#### なぜ洪水ハザードマップを更新するの？

近年、全国各地で発生している豪雨災害への対応を強化するため、国と県は、市内の9河川\*について、想定し得る最大規模（1000年に1度）の降雨により河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を新たに公表しました。これにより、市内の浸水被害が及ぶ範囲や程度が変わりました。また、新たな洪水浸水想定区域図では、洪水時に家屋が流出・倒壊する恐れがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」や、浸水がどのくらいの時間継続するかを示す「浸水継続時間」が追加されましたので、これらの情報を洪水ハザードマップに反映するため更新するものです。

\*関川、保倉川、戸野目川、飯田川、桑曾根川、矢代川、柿崎川、正善寺川、渋江川の9河川  
▶県内の洪水浸水想定区域図は、新潟県ホームページ（http://www.pref.niigata.lg.jp/kasenganri/1233086526002.html）から閲覧できます。

#### 住民ワークショップを開催しました



新たな洪水浸水想定により、使用できなくなる恐れのある指定避難所等への避難を予定する町内会の皆さんを対象に、新たな避難先などを検討するための住民ワークショップを開催しました。ワークショップでは、洪水によって家屋が流出・倒壊する恐れがある区域や自宅の2階などへの垂直避難が困難な区域など、速やかな避難が必要となる区域を確認するとともに、新たな避難先や避難経路について検討しました。



防災一口メモ 「マイ・タイムライン」を知っていますか？  
台風や大雨の水害など、これから起こるかもしれない災害から身を守るため、家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「誰が」「何をやるのか」をあらかじめ時系列で整理した“自分自身の防災行動計画”のことです。更新後の洪水ハザードマップでは、「マイ・タイムライン」の作成方法などを掲載しますので、いざという時の行動に役立ててください。

問合せ…危機管理課 ☎025-526-5111、内線1525

### EVENT もよおしのご案内

#### 市民活動交流会「チームカアッ! みんなで楽しむ会議術」

市民活動団体の各メンバーが積極的に活動に参加し、組織力を高めるための会議やミーティングの手法を学びながら、参加者同士で交流を深めます。  
▶とき…2月27日⑨午後6時30分～8時30分 ▶ところ…市民プラザ ▶対象…市民活動団体、個人 ▶講師…吉崎利生さん((有)F&Cオンザキ代表) ▶申し込み・問合せ…申込書に必要事項を記入し、2月25日⑨までの月～土曜日（祝日および第3水曜日を除く）、午前10時～午後4時の間にNPO・ボランティアセンター（市民プラザ2階、☎025-527-3613、FAX025-522-8240）へ。申込書は申込先、各総合事務所、南・北出張所にあるほか、ホームページ（http://hand-shake.jp/）からダウンロードできます

**もよおし・講座**  
坂口記念館「ひなまつり」  
坂口謹一郎博士が名付けた楽縫庵に約170体のひな人形、つるし雛を飾ります。甘酒の無

四季の特色ある風景やその地域特有の動植物を観察し、人と自然の関わり方を学びます。今回は、植物の冬芽と野鳥の観察を行います。どなたでも参加できますが、小学3年生以下は保護者が同伴してください。  
▶とき…3月2日⑨午前9時30分～11時10分 ▶ところ…大潟水と森公園（市役所木田庁舎に集合し、バスで移動します）  
▼定員…25人（抽選） ▼参加費…350円 ▼申し込み・問合せ…2月20日⑨までに環境保全課（☎025・526・3496）へ

料サービスもあります。ところ、問合せは坂口記念館（☎025・530・3100）へ。  
▶とき…2月16日⑨～3月3日⑨の午前10時～午後4時 ※2月18日⑨、25日⑨は休館 ▼入館料…300円（中学生以下無料）  
■ひな御膳を楽しむ会  
▶とき…3月2日⑨午前11時30分～午後1時30分 ▼会費…1500円 ▼定員…40人（申込順） ▼申し込み…2月16日⑨以降に坂口記念館へ

平成30年版「上越市の環境」を作成  
「生活環境・自然環境・地球環境・環境学習」の4つの分野ごとに、市の環境保全の施策と環境の状況をまとめ、報告・公表しています。

本誌は環境保全課、各総合事務所、高田図書館、直江津図書館、市ホームページで閲覧できます。  
▼問合せ…環境保全課（☎025・526・3496）

### 確定申告をする皆さんへ

配偶者控除・配偶者特別控除の改正  
平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

- ①配偶者控除  
申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。  
また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じて控除されます（（）内の金額は、老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の人）の場合）。  
○900万円以下=38万円（48万円）  
○900万円超950万円以下=26万円（32万円）  
○950万円超1,000万円以下=13万円（16万円）
- ②配偶者特別控除  
対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下と定められており、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なります。詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

公的年金等を受給されている人  
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません（確定申告不要制度）。ただし、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。  
※所得税の還付を受けるときや、確定申告書の提出が必要となる控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける際は、確定申告が必要です。  
※平成27年分以後、源泉徴収の対象とならない公的年金（外国の制度に基づき国外で支払われる年金など）を受給している人にはこの制度は適用されません。

医療費控除を適用する人  
平成29年分の確定申告から、医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました。  
なお、税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。  
※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできます。

問合せ…高田税務署（☎025-523-4171）

### 2月分の都市ガス料金

原料費調整制度による2月分の都市ガス料金（一般契約料金）は下記のとおりです。今回の調整では、平成30年9月～平成30年11月のLNG等平均原料価格（貿易統計値）が前月分算定期間の平均原料価格に比べ上昇しましたが、上越市ガス供給条例で規定する上限額を超えているため、前月検針分と同額となります。

| 使用量区分                | 1m当たりの単価（税込） |
|----------------------|--------------|
| 0～25m <sup>3</sup>   | 124.36円      |
| 26～250m <sup>3</sup> | 122.63円      |
| 251m <sup>3</sup> 以上 | 121.76円      |

※基本料金は変わりません。  
▶問合せ…ガス水道局総務課（☎025-522-5518）

### 新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業

県では、県内にUターン転職した人の奨学金等の返還支援を行っています。詳しくは、問い合わせるか、県ホームページ（奨学金返還支援事業）で検索



### 関川圏域河川整備計画 住民説明会

県では、関川圏域河川整備計画を策定するに当たり、住民の皆さんから意見をお聞きします。どなたでも参加できます。  
▶とき・ところ…○第1回②2月12日⑨・市民プラザ ▼第2回②2月13日⑨・カルチャーセンター（いずれも午後7時～8時で、内容は同じです） ▼問合せ…上越地域振興局計画調整課（☎025・526・9516）